



アパルトヘイト

その実体と国連の行動

国際連合広報センター

国際連合広報局編

アパルトヘイト その実体と国連の行動



国際連合広報センター

は じ め に

「アパルトヘイト」とはアフリカーン語で分離・隔離^{かくり}を意味するが、南アフリカ政府はその人種政策を公式にこの名で呼んでいる。しかし、国際連合加盟国の大多数の意見によれば、現行のアパルトヘイトは、人種差別の理念にもとづく人種隔離の政策に他ならない。国際連合総会は、南アフリカ政府が行なっているアパルトヘイトの政策を、「人類に対する犯罪」であるとして繰り返し非難してきた。

ウ・タント国連事務総長は、総会に対する1968年年次報告序文の中で、アパルトヘイト政策からおきている事態はかつてなく深刻だ、とのべた。南アフリカ政府は、「南アフリカにおいて一層強硬にその政策を強化しつづけているばかりか、ナミビアや南ローデシアのような隣接地域ででも、その人種差別の教義の影響をたかめ、拡大しようとしている。」

事務総長によれば、南アフリカ政府は安全保障理事会や総会の決議に背いて人種隔離政策の強化をはかり、その政策に反対する人々を抑えつけることを目的とした新しい法律を制定しつづけている。その政策と行動によって、南アフリカは、政権の平和的交代の可能性と、同国の非白人多数者による政治的、経済的、社会的平等の達成を排除する方向に進んでいるのだ、という感情が国際連合諸機関の中で強まっている。

アパルトヘイト政策の基本的目的は、1963年1月25日、議会における前アフリカ首相、H・F・フェアワルト博士の演説によって形づくられた。

「問題をもっとも単純なかたちにおいてみれば、要するに次のように申上げることができよう。われわれは、南アフリカを白にしておきたい。「白くしておく」ということは、たった一つのことしか意味しておりません。それは、白人による支配ということでもあります。「指導」でもなければ、「補導」でもない、「支配」と「優越」とであります。白人が、白人支配を維持することによって今後ともに自分を守ってゆかねばならないというのが人々の欲求である、ということに私共が同意いたしますならば、それならばそれは分離発展によってのみ達成できる、とこう申上げているのであります。」

今日の世界においてこのような人種の優越性の教義と実施は、1967年3月、事務総長が述べたように、単に誤りであるばかりではなく、測り知れないほど危険である。緊張を緩和し、人間みな同胞^{どうほう}という考え方をつくってゆくことが絶対必要とされる時代に、人種の憎しみと人種偏見^{へんけん}の夢をむさぼることは許されない。

南アフリカ政府が道義的に孤立していることは、国連やその専門機関加盟国の圧倒的多数や、人類の大きな部分を代表している多数の民間団体が、その人種政策を非難したことに反映されている。事務総長は、1967年3月21日に出したメッセージの中で、アパルトヘイト政策に対する国連の態度を次のように語った。

「国際連合全体は、人種差別とアパルトヘイトは人権と基本的自由、正義の否定であり、人間の尊厳に対する侮辱であると確信している。人種差別とアパルトヘイトはどこで行なわれようと、経済、社会の発達をひどく阻害するものであり、国際協力と平和に対する妨げである。」

1968年10月4日付けの総会に対する報告の中で、アパルトヘイト政策特別委員会は、これに反対する国際的行動のためのより広い、より積極的な世界世論の支持をかめるため、アパルトヘイトの危険性を広く知らせ、この悪をとり除く努力を国連がつづけることが大切であることを強調した。1968年12月2日、総会は事務総長に対して、アパルトヘイトに関する事実の広報活動を強化するよう要請した。

このパンフレットは、総会のこの要請にこたえ、国連事務局広報局が作成したものである。

I 南アフリカのアパルトヘイト

南アフリカは、面積47万2,000平方マイル、人口1,873万3,000で、かつてイギリスの植民地であったケープ州およびナタール、昔のボーア共和国であったトランスバールおよびオレンジ自由州の4つの地域からなっている。これらの地域は1909年、イギリス王室のもとに南アフリカ連邦となり、1961年にイギリス連邦をはなれて南アフリカ共和国となった。

人種分類

南アフリカの人々は、政府によって人種別に分類されている。4大「人種グループ」とは、ヨーロッパ系の人を指す「白人」、アフリカ土着の住民を指す「バンツール」、アジア系の人々の「アジア人」および、その他、主として混血の人々などの総称である「有色人」となっている。人口構成は、バンツール1,275万、白人356万、有色人185万9,000、アジア人56万1,000である（1967年年央推定）。

人種別分類は、南アフリカの住民にとって非常に重要である。というのは、どこに住んでよいか、どうやって生きてよいか、どんな仕事をしてよいか、どんな種類の教育をうけられるか、どんな政治的権利をもちうるか——もしそのようなものがあるとしての話であるが——、誰と結婚してよいか、社会的、文化的、レクリエーション施設がどの程度利用できるか等々、総じていえば、彼等の行動と動きの自由の全部が、この分類できまるからである。

南アフリカ政府は、その人種政策のことを、すでにみた4つの人種グループが並行的に発展していくための「4つの支流政策」とであると称している。政府は、南アフリカの人口は、1つの単一国家を形成しておらず、複数の国民であり、したがって各国民がそれぞれの地域を保有しなければならないと主張している。

地域分割を通しての隔離^{かくり}

地域分割はいくつかの法律や規則で決められている。1936年のバンツール信託土地法によれば、地域のわずか13パーセントがアフリカ人達のための「居住地」と定められた。1959年のバンツール自治推進法では、現在264あるアフリカ人居住地を漸次8つの国内単位にまとめ、次第に自治的「故国」(homelands)とすることをきめている。この法律は、南アフリカの市民であるアフリカ人すべては、^{ホームランド}「故国」の1つの中に「国民の家」(national home)をもち、国内の白人あるいはヨーロッパ人地域とみ

なされるその他の地区では、彼等は移入労働者と規定される、ときめている。

しかしながら、ヨーロッパ人地区の住民の大多数は、非ヨーロッパ人である。有色人およびアジア人は、このいわゆる「故国」^{ホームランド}をもたないので、彼等は、白人地域における永住者としてみとめられざるをえない。従って、南アフリカ政府は、アパルトヘイト政策の実施を促進するためには、白人地域における隔離^{かくり}の条項を定めることが必要だと考えた。

このような考えで政府は、1950年集団別地域法を制定し、これまで指定されていなかったすべての土地を、単一の「人種」グループの占有と所有とするため、グループ別地域に分割することをきめた。1966年に改正されたこの法律によると1地区が、一旦、1グループの占有地と指定されると、その人種グループ以外の人が、特別の許可なしに、その地域で土地や家屋を占有することは違法となる。この法律は主に、すべての都市で、アフリカ人、有色人およびアジア人を別々の場所に隔離^{かくり}するために利用されている。

南アフリカの市町村開発大臣は、1967年5月26日、下院で、その時までには291地区に、1,000を越すグループ別地域が指定されたとのべている。続けて大臣は、あと102の集団地区を指定することを考慮^{こうりょ}中であるとのべた。指定をうけた地区からは、何万の非白人家族が自分の家庭からの立退きをくうのである。

政府の云う政策によれば、漸次、アフリカ人居住地区の自治権をみとめる、とのことである。しかし、アパルトヘイト特別委員会がいうように、アフリカ人居住地区はアフリカ人の故国^{ホームランド}であるという考え方は、歴史^{わいしき}の歪曲であり、今日の現実の否定である。実際、現在、アフリカ人のごく一部が居住地に住んでいるにすぎない。すなわち、アフリカ人達は、都市においても農村においても多数者なのである。事実1968年の報告の中で、国連人権委員会特別報告者⁽¹⁾は、南アフリカ政府は、もはや、アフリカ人「故国」の「地理的まとまり」を強調することをやめたと云っている。今や同国政府は「故国」^{ホームランド}は、いくつかのばらばらの地区からなりたっているともよい、と譲歩^{じようほ}している。ところで、これらの地域は、大抵いわゆる「白人」地域にかこまれているが、それが一体どうやって自治的統一になるものか一向にはっきりしていない。

註(1) マヌチエー・ガンジ氏(イラン)が1967年から69年、人権委員会の特別報告者をつとめた。氏は、「人種差別とアパルトヘイト政策、人種隔離^{かくり}と効果的にたたかうための行動」と題する同委員会決議7(XXIII)にしたがって指名されたもの。

政治的、経済的権利の否定

南アフリカ共和国の議会は、170名からなる下院と、54名からなる上院の二院制をとっている。この両院には、ヨーロッパ系市民のみが選出される。1965年5月、当時の法務大臣で現首相のB・J・フォルスター氏は、「議会においては、南アフリカ共和国の運命がきめられるのであって、白人が、そして白人のみが、その椅子に坐る権利をもつのであります」とのべている。人口の70パーセントを占めるアフリカ人は、アジア人および有色人ともども、選挙権をうばわれている。

南アフリカ政府は、常に全部ヨーロッパ人で構成されていたし、今もってそうである。政府のすべての部局の長および上級職は、ヨーロッパ人の独占である。

1960年、政府は、不法団体法を制定し、知事（現在の州大統領）に対し、アフリカ人の二大政治団体であるアフリカ人民族会議および汎アフリカ人会議を非合法と宣言できる権限を与えた。両会議の指導者達は、禁固刑をうけるか、あるいは法律によらぬ抑圧をうけて、皆、沈黙させられてしまった。アフリカ人団体の何百という上層部のメンバーは、アパルトヘイトの反対者と一緒に、刑の宣告をうけた。禁固刑をつとめた後ですら、アパルトヘイトの反対者達は、しばしば公権喪失の宣告をうけたり、家宅捜査、追放令に服している。多くの人々が国外追放のうきめにあった。何人かは死刑の宣告をうけ、処刑された。

アパルトヘイト政策の中心的部分の1つは熟練の、^{ほうしゆ}報酬のよい職業を白人に確保し、アフリカ人労働者を熟練度の低い、^{ほうしゆ}報酬のわるい仕事にしかつけないようにしておくことである。鉱業における白人とアフリカ人の平均給与の割合は大体15対1で、製造業では5対1である。この差別は、アフリカ人に労働組合権をもたさぬということで固定されている。アフリカ人労働組合は登録できず、団体交渉権がない。アフリカ人労働者はストライキすることを許されず、これに違反した場合、1,000ランド（1,400ドル）の罰金刑あるいは3年の禁固、ないしはその両方の刑を課せられる。

人種差別のおかげで、南アフリカの白人達は、世界でも類をみない最高の生活水準を享受している一方、非白人は、国民所得の公平な配分を拒否されている。いくつかの調査によると、アフリカ人家族の平均収入は、見苦しくない程度の最低生活に必要なものよりもはるかに少ない。この国には豊富な経済資源があるにもかかわらず、貧困、栄養不良、病気が南アフリカの非白人の間に広がっている。

アフリカ人の移動の自由を制限する複雑な法律のために、彼等はたえず^{こんきゆう}困窮におちいっている。アフリカ人は、許可なく都市域に入ってはならないし、労働許可をえず

に72時間以上とどまることはできない。16才以上のアフリカ人は誰でも「身元保証書」をけい帯しなければならない。これには、身分証明書、写真、指紋、雇用契約の記録、雇用者の月毎のサインがのっている。この手帳はいつでもけい帯していなければならない、もっていないとたい捕される。

教育、文化生活におけるアパルトヘイト

アパルトヘイト政策のもっとも恐るべき性格は、教育を国家統制のもとにおき、人種別に教育体系を分離し、非白人に対しては政府の政策によって与えられた劣悪な立場に合うよう教えこもうという政府の意図にみられる。

1963年には有色人教育法を、1965年にはインド人教育法を採択して、南アフリカ政府は、4つの主な人種グループの全面的な分離教育制度の強化、完成をはかった。

1953年までは、学校教育はまったく4つの州の責任であった。が、1953年になって議会在バンツール教育法を成立させて以来、アフリカ人児童の教育は、中央政府のバンツール局の管轄となった。今のところ、それはバンツール教育局が扱っている。

この法律を提案し、この移管の目的を説明して、バンツール問題担当大臣は議会において、「教育と申しますものは、各自の生活に合わせて、生活しておる領域にあうように人間を教え、訓練するものであります」とのべた。

バンツール教育法の制定以後今日までずっと南アフリカのアフリカ人児童に対する1人当り予算は、確実に減ってきている。このことは、バンツール教育法以後10年間に、アフリカ人学校の生徒の数が91パーセントも増えているのに、それに対する予算がたった36パーセントしか増えていないという事実による。1953年には、アフリカ人児童に対する1人当りの予算は、ヨーロッパ人生徒1人当り127.84ランドであったのにくらべてたったの17.08ランドと推定されていたが、1961年にはアフリカ人児童1人当りの予算は一層少なくなり、教育費が高くなっているにもかかわらず、12.46ランドになってしまった。

1959年の拡大大学教育法は、非ヨーロッパ人学生のための別個の大学の設置をきめている。ヨーロッパ人大学であるにもかかわらず、教育大臣の許可なく非ヨーロッパ人学生を在籍させると刑事罪となる。

1962年、政府はすべての南アフリカ科学団体に通達を出し、もし彼等が政府の人種分離政策にしたがわないなら、国庫補助金を打ちきると申し入れた。17あるこの国の科学団体のほとんどは、現在、非白人会員をもっていない。

アパルトヘイト政策が行なわれているため、異なる人種グループの人々が文化的目

的をもって集まることがだんだん難しくなってきた。娯楽や芸術の分野でも、異人種が一緒に鑑賞^{かんしやう}すること、一緒に舞台に立つことは禁止されている。スポーツの分野では、特別の許可をえないかぎり、混成チームはダメだし、一緒に観戦することすら許されない。

1967年にユネスコが出した、「アパルトヘイト政策が南アフリカの教育、科学、文化、情報に及ぼす影響の研究」は、「教育、科学、文化、情報の分野においてアパルトヘイトは原則的にも実際面でも、世界人権宣言に違反している」と指摘した。

II 国連によるアパルトヘイト^{しんご}審議の歴史

南アフリカ政府は、その人種政策は国連の管轄^{かんかつ}権外だとの見解をとっているが、総会と安全保障理事会は、アパルトヘイト政策は国連憲章違反であり、それ故に国連の権限内にあると主張している。南アフリカの人種政策は、実際問題として、1946年の第1回総会以来いろんな形で国連が討議してきた。

総会審議、1946—1959年

南アフリカによるインド、パキスタン出身者の扱い

1946年、総会第1会期に南アフリカの人種差別問題がインド代表によってもちこまれた。インド政府は、南アフリカ政府がインド出身の南アフリカ人に不利な法律を制定しており、これは先に両国間にむすばれた協定違反であると訴えた。この件を討議して総会は決議44（I）で次のように見解を表明した。南アフリカ連邦のインド人の待遇は、「両国政府がむすんだ協定に沿った線で国際義務および国連憲章の該当^{がいとう}条項に従う」べきである。総会はさらに、両国政府に対して、この趣旨に沿って行なわれる改善措置を次の総会に報告するようもとめた。

1947年の第2総会でインドと南アフリカが提出した報告によれば、話し合いに入るための努力は失敗に終わったとのことであった。同年パキスタンが国連に加盟をみとめられ、この問題の直接の当事者として討議に参加した。

1948年から1952年の間に総会は4つの決議を採択して、インド、パキスタン、南アフリカは、国連憲章および世界人権宣言の目的と原則を考慮に入れて円卓会議をひらくよう勧告した。1950年のはじめ、総会は、人種隔離（アパルトヘイト）の政策は、人種差別の教義にもとづいていると宣言した。

南アフリカ連邦がその年、集団別地域法を制定して人種を居住地の面で隔離することを強制したため、1950年、3か国の予備会談はもの別れとなり、円卓会議を開くことはできなかった。総会は、話し合いを継続するようにとの総会決議を南アフリカがけたことを遺憾とし、南アフリカに対して集団別地域法の条項の実施を思い止まるよう要求した。この間毎年、総会は、この問題の解決をみつけるため、当事国間の話し合いを行なうようもとめた。いつの場合も南アフリカはこういうよびかけを拒否するか無視するかした。1962年まではずっと問題は別々に討議されていたが、それ以後、インドとパキスタンの同意のもとに、問題は関連事項を一つにして「南アフリカにおける人種衝突問題」となった。

南アフリカにおける人種衝突問題

1952年、アラブ、アジア13か国のもとめによって、「南アフリカ連邦政府のアパルトヘイト政策によっておこる南アフリカの人種衝突問題」と題する件が、第17総会の議題となった。13か国の代表は、南アフリカにおけるアパルトヘイトの政策からおこる人種衝突は、「一触即発の事態」をつくり出しており、それは国際平和への脅威であり、国連憲章に示される人権と基本的自由の原則への悪質な違反である、とのべた。

本件審議ののち、総会は3名で構成する「南アフリカ連邦の人種状況に関する国連委員会」を設置した。この委員会は、1955年の末まで活動を続けた。総会は次のようにのべた。すなわち、複数人種社会では、人権と自由とがもっともよく調和し、尊重され、また統一ある社会がもっとも平和的に発達するのは、人種、信仰、皮膚の色にかかわりなく、立法の精神と実際とが法の前における万人の平等を保証しているときであり、全人種グループの経済、社会、文化、政治への参加が平等に行なわれるときにのみ可能である。総会は、すべての加盟国が、人権と基本的自由の尊重を促進するという国連憲章のもとに負っている責任を果たす方向にその政策を方向づけるよう、切実に求めたのであった。

1953年、1954年、1955年と国連委員会は南アフリカにおける人種の状況について報告書を提出した。この報告書で委員会は、アパルトヘイト政策の続行は、平和的な解決をますます困難にし、福祉全般あるいは国家間の友好関係をそこねるとのべ、事態を緩和するいくつかの方法を提案した。

しかし、南アフリカ政府は委員会との協力を断わり、報告は偏見にみちているといっ、これを退けた。政府は、総会のいくつかの決議にあるように、同国の政策を国

連憲章の定める義務に照らして改めるようにとのよびかけを無視しつづけた。そればかりか、政府は国内の抑圧政策を強めていたのである。

同国の人種政策に関連する問題が、南アフリカが反対したにも拘わらず総会議題になったという理由で、同政府は1955年からこの問題の討議に参加しなくなった。

1953年から1955年の間に採択された7つの決議の中で、総会は南アフリカ連邦政府の政策を不満とし、同政府に対してこれを国連憲章の義務に照らして変更するよう訴えた。

安全保障理事会の行動、1960年

アパルトヘイトに対する国際的非難の声がますます大きくなっているにもかかわらず、南アフリカ政府はその人種政策を強行しつづけた。世界は、1960年3月21日に南アフリカでおきた事件にショックをうけた。

すべてアフリカ人は、自国内を移動する際にはいつでも、「通行証」をけい帶すべしとの規則に反対して、この日、南アフリカのいくつかの町で、平和的デモが行なわれていた。多くのアフリカ人は、自分の「通行証」を自宅におき、バスを持っていないという理由でわざと自分達をたい捕させるため、警察署などの前で平和的に集会を行なっていた。ベレーニギングのアフリカ人町であるシャープビルでは、警察はこれに対して装甲車をくり出し、群集に向かって発砲した。その間、デモ隊の人々を威圧するため、頭上にはジェット戦闘機が飛んだ。その結果、69人のアフリカ人が殺され、184人が負傷した。続いて多くの町では大規模なデモが行なわれたが、政府は実力でこれを抑圧した。

シャープビル事件のあと、安全保障理事会を緊急に開いて、南アフリカの「人種差別と隔離に反対する非武装の平和的デモ大量殺りくによっておこっている状態」を討議するようにとの要請が、29のアフリカ、アジアの国連加盟国から出された。この29の加盟国は、この事態は重大であり、国際平和と安全をそこねる性質のものである、と考えた。

1960年4月1日、安全保障理事会は、賛成9、棄権2（フランス、イギリス）で1つの決議を採択した。これによって理事会は、このような事態が継続し、二度と同様のことがおこらぬよう、また、そのアパルトヘイト政策と人種差別をやめることを保証するため、南アフリカ連邦政府が、平等にもとづいて人種の調和をはかるための施策を行なうよう要求した。理事会はまた、事務総長に対して、南アフリカ政府との協議の上で、憲章の目的と原則にかなう適切な措置をとること、および、必要かつ適切

なときにはいつでも安全保障理事会に報告することを要請した。

事務総長は1961年1月、南アフリカ連邦を訪問した。その後事務総長は、理事会に対し、南アフリカ首相との会談を通して、双方に受け入れられるような何等の措置も発見できなかったと報告した。

総会の勧告、1962年

1962年の第17回総会は、(1)「南アフリカにおける人種衝突」および、(2)「南アフリカ連邦のインド系およびインド＝パキスタン系住民の取扱い」の2つの問題は、「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策」と題し、同時に審議することに決定した。

1962年11月6日、総会は、決議1761 (XVII) を採択して、加盟国は南アフリカに対して外交的、経済的制裁をとるよう要請した。これに対する表決の結果は、賛成67、反対16、棄権23であった。

この決議で総会は、(1)南アフリカ政府が、総会および安全保障理事会の度重なる要請、要求にしたがわずにいること、および、その人種政策をやめないことで、世界の世論を愚^ぐろうしていること、を心外だとし、(2)同政府が、国連憲章に定めた義務を依然として全面的に無視していること、および、さらに、暴力、流血等、ますます残忍さを加えたやり方を強めることで、人種問題をさらに悪化させていることに強く抗議し、(3)このような政策を続けることは、国際平和と安全をひどく危くするものであることを再びみとめ、(4)アパルトヘイトの政策をやめさせるため、国連加盟国が、個別的ないしは集団的に、国際連合憲章にもとづいて次のことを行なうよう要請した。

- (i) 南アフリカ共和国政府と外交関係を断つか、あるいは外交関係をひらかぬこと、
- (ii) 南アフリカ国旗を掲げるすべての船舶に対し、自国の港を閉鎖すること、
- (iii) 自国船が、南アフリカへ入港することを禁ずる法律を成立させること、
- (iv) 南アフリカの全商品をボイコットし、すべての武器、弾薬などを含む商品の同国への輸出をやめる、
- (v) 南アフリカ政府および南アフリカの法律のもとに登録されている会社に属するすべての飛行機に着陸と通過の便宜を与えない。

同じ決議の中で、総会は、南アフリカ政府の人種政策を常に知っておくために、また、適切なきに総会あるいは安全保障理事会へ、ないしはこの両者へ報告するために、特別委員会をつくることをきめた。そしてすべての加盟国は、委員会が十分な任

務を果たせるよう、可能な限りこれと協力するよう要請した。

「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会」が、アルジェリア、コスタ・リカ、ガーナ、ギニア、ハイチ、ハンガリー、マレーシア、ネパール、ナイジェリア、フィリピン、ソマリアの11か国で発足した。

安全保障理事会の決定、1963—1964年

安全保障理事会は、1963年7月から1964年6月の間に数回、アパルトヘイトの問題を審議した。

1963年7月、アパルトヘイト政策のために南アフリカ共和国でひきおこされている「一触即発的事態」を討議するため、アフリカ32か国が安全保障理事会の開会を要請した。

ガーナ、モロッコ、フィリピンは次のような内容をもった決議案を提出した。これによれば、安全保障理事会は、(1)南アフリカの人種政策が不正であると強硬に抗議し、(2)南アフリカ政府に対して人種政策と差別をやめ、アパルトヘイトに反対したために投獄されたり、拘禁されたり、あるいはその他の拘束に服している人々をすべて自由にし、(3)すべての国が、南アフリカの全商品をボイコットして、直接戦闘に役立つ戦略物資を南アフリカに輸出しないよう要求し、(4)すべての国が、南アフリカに対して武器、あらゆる型の弾薬および戦車を売ったり、運んだりすることを即刻やめるよう要求し、(5)事務総長に対しては、事態を常に注視して安全保障理事会に報告することをもとめる。

1963年8月7日、理事会は3か国提案を投票にかけた。決議案本文第3項——南アフリカ商品のボイコットをもとめる——は、採択に必要な多数をとれなかった。決議案の残りの条項は、賛成9、反対ナシ、棄権2（フランス、イギリス）で採択された。

1963年10月11日、事務総長は理事会に報告を提出、南アフリカ政府は、1963年8月7日の決議の実施状況を知らせるようにとの総長の要請に対し、国際連合がこの件を討議する権利はないという見解をくり返した、とのべた。

同10月、32のアフリカ、アジア諸国は、安全保障理事会が事務総長の報告を審議するよう要請し、同国の情勢は一層、悪化の一途をたどっているとのべた。

12月4日、安全保障理事会は決議182（1963）を全会一致で採択して、事務総長に対し、彼の指導の下に、小さな専門家グループを組織し、「人種、皮膚の色、門地にかかわりなく、この地域全体としての全住民に人権と基本的自由を完全に、平和的

に、秩序を以て実現すること」を通じて、南アフリカの状態を解決する方法を検討するよう要請した。この専門家グループは、アルバ・ミュルダル夫人（議長）、エドワード・アサフ＝アジャエ卿、ジョシブ・ジェルジャ氏⁽²⁾、ヒュー・フート卿（報告者）、デイ・ウルド・シヂ・パバ氏で構成された。

註(2) 1964年3月辞任

南アフリカ政府はこのグループとの協力を拒絶し、理事会の決議は南アフリカの内政に対する「前例のない、入念な干渉のくわだて」であるときめつけた。

にもかかわらず、この専門家グループはその作業をつづけ、1964年4月20日、グループの作業結果にかんする報告書が事務総長に提出された。この報告書の中でこの専門家グループは、自由で民主的な協議、協力および調停によってのみ、南アフリカに平和的、建設的解決をみ出しようとして強調した。このグループは、南アフリカの全人口を完全に代表する国民議會を組織する方向で努力することを勧告した。また、南アフリカ政府が、国民議會の招集の問題について国連の旗の下に討議に参加するよう勧誘をうけることも提案された。

1964年4月27日、58か国が安全保障理事会に要請を出し、専門家グループの報告と南アフリカでの最近の事態の発展とに照らして、特に、数十名のアフリカ人政治指導者に対する死刑の宣告があったことを考慮に入れて、南アフリカの深刻な事態を再びとり上げるよう求めた。

安全保障理事会は、1964年6月18日、決議を採択して、「すべての南アフリカ人が話し合いの対象とされるべきで、それでこそ、国家的水準で同国の将来をきめることができる」、という専門家グループの結論の骨子を支持した。理事会は、南アフリカ政府が専門家グループの結論を受け入れ、事務総長と協力して1964年11月30日までに、そのような話し合いにかんする政府の見解を総長に提出するようよびかけた。

事務総長の11月16日のよびかけに応じて南アフリカ政府は、理事会がもとめている事は、全くのところ、国際連合のためには、加盟国は主権をも放棄せよ、というに等しいとのべた。

同政府がアフリカ人指導者に死刑を宣告した、という問題も安全保障理事会にもちこまれていたが、これについて理事会は、6月9日、今1つの決議を採択して、南アフリカ政府に対して、(1)アパルトヘイト政策に反対したという行為のために死刑の宣告をうけた人の刑の執行を中止すること、(2)専横的なアパルトヘイト法の枠内で進行中の裁判を直ちにやめること、(3)アパルトヘイト政策に反対したためにすでに拘留、

拘禁その他の拘束にあつているすべての人々に大赦を^{たいしや}みとめること、を要求した。

7月13日付けの事務総長への書簡の中で、南アフリカ国連常駐代表は、同国政府は、安全保障理事会の6月9日の決議は、国際連合の一加盟国の司法手続きに対する干渉であるとみなす、とのべた。

総会による審議、1965—1967年

総会は、1965—1967年の第20、21、22回会期で、アパルトヘイト問題にかんしていくつかの決議を採択した。この決議によって、総会は、南アフリカ政府が安全保障理事会や総会の決定にしたがうことを拒否していること、およびアパルトヘイトの政策を依然実施していることを強く非難した。総会は、南アフリカの事態は、国際平和と安全への脅威^{きようゐ}であり、アパルトヘイト問題を解決するためには、憲章第7章にもとづいて行動をおこすことが是非とも必要であり、全面的な強制的経済制裁を行なうことが平和的に解決する唯一の方法である、との確信をくり返し明らかにした。

また、総会は、安全保障理事会の3常任理事国をはじめとする国々が、南アフリカと貿易取引を継続して総会の決議を実行せず、アパルトヘイト特別委員会への参加を拒否し、⁽⁸⁾ 南アフリカ政府と協力しているのは、この国の人種政策遂行を奨励するに等しい、と不満を表明した。総会はまた、すべての国が南アフリカへの武器輸出を禁じた安全保障理事会の決定を完全に守り、南アフリカとの経済、金融協力をつくらず、またアパルトヘイト政策とたたかっているすべての人々に対する効果的な政治的、道義的、物質的援助の方法を考え、アパルトヘイトの犠牲者^{ぎせいしや}を援助するための人道的計画には適切に寛大な献金をするようよびかけた。国連専門機関に対しても、それぞれの分野内で、南アフリカ政府がその人種差別政策をやめるよう説得するようもとめた。

註(8) 1966年6月、特別委員会が総会と安全保障理事会に提出した特別報告は、安全保障理事会の3常任理事国（フランス、イギリス、アメリカ）など、主な対南アフリカ貿易国は、委員会作業への協力を拒否したが、これは非常に重大な意味をもつ、最大の阻害要件^{そがい}だとしている。

国連南アフリカ信託基金

1965年、第20回総会は、事務総長に対して、国連南アフリカ信託基金を設立するようもとめた。基金は国、団体、個人などからの寄付からなり、これを任意団体や南アフリカからの難民をうけ入れる国の政府、その他の適当な団体へ交付するものである。基金の目的は、1968年に一部改正されたものをあわせて以下の通りである。

①南アフリカ共和国の抑圧的、差別的な法律によって迫害をうけている人々への法的援助、②そのような人々やその扶養家族の救済、③そのような人々とその扶養家族の教育および、④南アフリカ共和国からの難民救済、となっている。基金は、チリ、モロッコ、ナイジェリア、パキスタン、スウェーデンの各国政府が指名した委員からなる信託委員会が管理する。

その創設以来1969年4月9日までに、51の国連加盟国やその他の団体から、総額74万3,114ドルの寄付金を受けた。その他、総額8万1,540ドルの抛出の約束があり、この間、基金は総額73万9,400ドルに上る21件に資金を出した。

国連教育訓練計画

国連南アフリカ人教育訓練計画は、安全保障理事会決議191(1964)にもとづいて1966年に設置されたもので、南アフリカ人の国外での教育と訓練を援助するものである。1967年、総会は、この計画と、南西アフリカ特別教育訓練計画⁽⁴⁾およびポルトガル領特別教育訓練計画とを1つにすることをきめた。

註(4) 1968年6月12日、総会は決議2372(XXII)で、「南西アフリカは今後、その住民の希望にしたがってナミビアとよぶこと」をきめた。

その他の国連諸国間の活動

総会決議にしたがって、南アフリカにおけるアパルトヘイト、人種差別および植民地主義の問題にかんする2つの国際セミナーが、ブラジル(1966年)およびザンビア(1967年)で開かれた。このセミナー参加者は、全員一致でアパルトヘイトの政策を非難した。彼等は、南アフリカのアパルトヘイトに反対するたたかいを強化するためのいくつかの勧告を採択した。

ブラジルでのセミナーでは、1960年3月21日の「シャープビルでの大量虐殺を毎年記念」すべきことがきめられた。1966年、総会は、毎年3月21日を人種差別撤廃の国際日とすることを宣言した。

1967年と1968年には、この国際日は多くの国々で記念され、政府や民間団体が各種の催しを組織した。この機会に、アパルトヘイトの悪に大衆を目覚めさせ、国際的行動への支持をたかめるために適切に利用されている。

人権委員会

国連の人権委員会も、1967年以来、アパルトヘイトを精力的に審議してきた。1968年、委員会はアパルトヘイトのやり方に反対する2つの決議を採択した。その1つは、委員会は非白人を抑圧、はく奪^{だつ}、侮辱^{おご}する法律ややり口を告発し、南アフリカと

南ローデシアの非合法政権と外交的、通商的、軍事的、文化的その他の関係を維持している政府に対しては、総会および安全保障理事会の関連決議にしたがって、このような関係を断つようもめた。委員会は、民間団体に対しては、アパルトヘイトの悪に世論を集中させる努力を強化するようよびかけた。

また、別の決議の中では、委員会は、南アフリカにおける囚人や警察の保護監察^{かんさつ}をうけている人々への拷問^{ごうもん}、不当処置を非難し、南アフリカ政府に対して、1957年に経済社会理事会が承認した「囚人の取扱いのための最低国際基準規則」を守るよう要求した。

国際人権会議

南アフリカ政府の人種差別政策は、1968年4月、テヘランでひらかれた国際人権会議でも非難をうけた。決議Ⅲで、会議は、「アパルトヘイトの政策あるいはその他の類似の悪は、国連の国際基準その他に照らして罰せられるべき人類に対する罪である」と宣言した。

会議が採択した「テヘラン宣言」は、なかなずく、次のようにのべている。

国際人権会議は以下をここに宣言する。

「7. アパルトヘイトのひどい政策にもとづく人権の全面的否定は、国際社会のもっとも憂慮^{ゆうりょ}する問題である。人類に対する罪^{つみ}であるとして非難されたこのアパルトヘイトの政策は、国際の平和と安全をひどく阻害^{そがい}しつつづけている。その故に、国際社会が、この悪をとり除くようあらゆる可能な手段をとることが今や必至である。」

経済社会理事会

国際連合の経済社会理事会（ECOSOC）もこれまでにいくつかの決議を採択し、アパルトヘイトを非難し、南アフリカがそのアパルトヘイト政策をやめるまで、同国とのすべての関係を断つようすべての国に要求した。また、すべての国と民間団体が、アパルトヘイトの悪を出来る限り広く知らせ、世界中の人々にこの悪に目覚させることを要請した。

1968年5月28日、ECOSOC は南アフリカにおける労働組合権の侵害と、労働組合員の不当な起訴は、アパルトヘイト政策の犯罪性の一つのあらわれであるとして非難する決議を採択した。この決議は、南アフリカ政府に対し、結社の自由権をもつことが適切であるとする広くみとめられた基準にしたがうことを要求した。殊に、現行法を改正すること、すべての今あるアフリカ人労働組合連合を合法化すること、アフリ

カ人労働者にストライキ権を正式にみとめること、「雇用制限」をやめ、労働組合活動をしたためにたい捕されたすべての組合員を釈放すること、などの個々の対策をとるようもめた。

国連専門機関とアパルトヘイト

国際連合に関連する専門機関のあるものもまた、アパルトヘイトの問題に関心を払ってきた。そして率先してその関連分野でのアパルトヘイト政策の実態を流布した。

ユネスコ

国連教育科学文化機関（ユネスコ）では、その創立以来、特に人種主義の問題に関心をよせてきた。1967年には、ユネスコは、1951年公表された同種の声明にもとづいて16か国の専門家が作成した「人種と人種的偏見^{へんけん}にかんする声明」を公けにした。またユネスコは、人種と人種主義にかんして著名な専門家達を書いたシリーズものを企画したり、ユネスコ・クォーリエでは、アパルトヘイトにかんする記事を数回とり上げた。

最近ユネスコは、特別委員会の要請に応じて、アパルトヘイトが南アフリカの教育、科学、文化、報道に及ぼす影響にかんして特別研究を作成した。

1955年、南アフリカはユネスコを脱退した。その理由は「ユネスコの出版物を通して行なわれる南アフリカの人種問題への干渉、云々」とのことであった。

FAO（国連食糧農業機関）

1963年、FAO総会は、1つの決議を採択し、総会が別途決定を行なわない限りは、南アフリカ共和国に、いかなる資格でも、今後一切、FAOの総会、会議、訓練センター、その他の活動への参加をもとめないことをきめた。その直後、南アフリカ政府はFAOから脱退するとの通告を出した。

ILO（国際労働機関）

1964年7月、ILO総会は「南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策にかんする宣言」と、「南アフリカ共和国の労働関係におけるアパルトヘイト排除のためのILO計画」とを採択し、アパルトヘイト撤廃^{てつぱい}のための実際的方法をいくつか挙げた。それ以来、ILOの事務局長は、毎年、この宣言の実施にかんして特別年次報告をILO総会に提出している。

南アフリカは1964年、ILOを脱退し、ILOのアパルトヘイト政策に反対する行動に抗議した。

WHO（世界保健機関）

第17回WHO総会は、1964年3月19日、1つの決議を採択して、南アフリカのWHOにおける投票権を停止した。南アフリカ代表は、この決議が採択されたあと、総会を退場した。

III 悪宣伝とのたたかい

南アフリカの宣伝

アパルトヘイト特別委員会は、南アフリカ政府がかってなく入念な宣伝合戦を海外においてもくりひろげていることに気づいた。そのメディアを通じて同政府は、アパルトヘイト政策を正当化し、恒久化しようとしている。1949/50年から1965/66年会計年度間に、南アフリカ政府は、情報、宣伝予算を14万6,000ドルから445万9,000ドルへと30倍も増やした。南アフリカ政府は、情報活動だけに今年年々、560万ドルを費やしていると推定される。1962年には、独立の情報局がもうけられた。それ以来、同局およびその国外出先機関に働く職員の総数は、59名であったものが378名に増えた。おまけに、南アフリカ議会は、1967年3月、「外国関係特別勘定法」を承認した。これによれば、「なにがなんでも、共和国の対外関係を促進するため」毎年70万ドルをあてようということで、この支出は議会による通常の監査をうけずにすむものである。

南アフリカ情報局（SAIS）は、南アフリカ政府の中心的な宣伝機関である。ここで雑誌、本、パンフレットや新聞記事資料がつくられ、流され、出版に補助金を出し、ラジオ、テレビの録音、録画テープが提供され、巡回用映画が制作され、こうして同国が機能している所ならどこでも、そのイメージを高めようと、あらゆることが行なわれる。

同政府は、外国の新聞記者、実業家、教員その他を南アフリカへ無料で招待することによって、その政策への同意をとりつけようとしている。

南アフリカ財団のようないくつかの民間団体は、南アフリカのためのイメージ作りの過程を支持している。1960年、南アフリカに利害をもつ実業家によって設立された同財団は、主として民間企業から資金の提供を受けている。同財団は外国にいくつかの事務所を持っているが、この中では、ロンドン事務所の歴史がもっとも古く、もっとも重要なものとなっている。同財団は、月刊誌「パースペクティブ」の他、いくつ

かの定期刊行物を発行しており、これらは広く配布されている。1966年には、同財団は35万部の小冊子を配布した。同財団は、通常、政治的宣伝には従事しないことになっているが、同財団が広めている南アフリカのイメージは、政府の主な宣伝のテーマの1つ、すなわち、南アフリカは安定し、繁栄している国であり、投資に対する償還は、世界中でもっとも割がよいという同一のテーマにもとづいている。同財団は、広告代理店、実業家などに対しては、南アフリカへの旅費を無料にしたり、集会に対しては講師を派遣したり、南アフリカの実業家が外国で取引する場合の便宜^{べんぎ}をはかったりしている。

「アパルトヘイト特別委員会」に提出された資料によると、南アフリカからは、非公式の刊行物が大量に外国に送られている。この場合、これらの刊行物が非公式のものである所から、たとえ、それらが宣伝であるため、本来、公けのものなら受け入れられないような所でも、受け入れられているという事実が報告されている。また特別委員会に入った報告によると、南アフリカ以外の国でも多くの刊行物が出版されており、各地の南アフリカ大使館からは、アパルトヘイトに関する公式の声明文書が、純粋な「ニュース」として配布されているということである。

アパルトヘイト反対の国際的運動

アパルトヘイト反対運動は、1966年、「アパルトヘイト政策に関する特別委員会」によって提案され、その後、総会によって承認されたものであるが、これは、政治活動、人道主義的措置、情報活動などの多面的努力の結集である。中でも、この運動にきわめて貴重な貢献^{こうけん}をしているのは、多くの国における反アパルトヘイト運動や民間団体の活動である。これらは、アパルトヘイトの悪について世論を喚起したり、南アフリカに対するボイコットを組織したり、南アフリカで抑圧されている人びとに対する連帯を表明したり、国連の決議を履行することによって、各国政府が一層効果的な措置を取るよう要求したりして、それぞれ重要な役割を果たしている。

アパルトヘイト反対の国際的な運動を促進するため、特別委員会は、1968年、ストックホルム、ロンドン、ジュネーブで会合を開いた。この席上、同委員会は、南アフリカ解放運動の指導者、政府当局者、人道主義的団体の指導者、新聞記者らと会見して、アパルトヘイト反対のための国連の活動についての情報を提供し、アパルトヘイトをやめさせるために国連としては何ができるかについて、彼らの意見を求めた。

同委員会の議長であるアシュカル・マロフ氏（ギニア）は、ストックホルムで、南

アフリカの解放運動——それは、チーフ・ルツリ、ネルソン・マンデラ、オリバー・タンボ、ロバート・ソブクウェらによって指導されている——は将来の南アフリカを、人種差別なき国にしたいのだと発言した。この運動とその指導者たちは、彼らの祖国で、彼らなりに、国連憲章と世界人権宣言の原則のために闘ってきたのである。彼らは、白人の代りに黒人の支配する社会を実現しようとしているわけではなく、自由と尊厳の中で、互いに協力できるような制度を実現するために闘ってきたのである。この運動には何人かの白人——残念ながら、数はそう多くはないが——も加わっており、その中には、偉大なアフリカーナであるアブラム・フィッシャー、アラン・ペイトンらがいる。人種戦争の重大な危機は、アパルトヘイト政権の政策そのものによって高まっているが、この運動は、暴力と人種間の衝突を避けるため、たいへんな努力を払ったのである。

ヨーロッパでは、特別委員会は、南アフリカのアフリカ人民族会議の議長代理であるオリバー・タンボ氏が作成した「南アフリカのアパルトヘイト反対闘争の現段階」と題する報告を受け取った。この文書によると、「20年前に、何百万人もの南アフリカの黒人を奴隷と化した鎖は、それ以来、極限まで締めつけられ、抑圧と搾取のねじは容赦なく巻き上げられ、人種差別は南アフリカ人の生活のあらゆる領域に浸透して行った」のである。基本的自由は今日まで無情にも冒され、自由といえるほどのものはもはやなくなってしまっている。野蛮きわまりない「90日ならびに180日拘留法」は、解放運動を抑圧するという至上命令のもとに採用されてきたのである。1963年以降、政治犯の絞首刑や無期徴役、それに長期間入獄した政治犯の数は、1948年以来的どの時期よりもはるかに増えている。

タンボ氏は、「抑圧された人びとの自由のための闘争は次第に高まっている」と述べ、さらに、次のような言葉でその報告を結んでいる。「南アフリカならびに国境をはるかに越えた土地で支払わねばならぬ代価は、莫大なものとなろう。しかし、最後の勝利は、平和と人類の尊厳の擁護者の手に帰するであろう。」

IV アパルトヘイト政策の強化

南アフリカ政府のアパルトヘイト政策に関する事態の発展についての詳しい報告は、「アパルトヘイト特別委員会」が1963年以来、総会と安全保障理事会に提出している報告の中で、明らかにされている。委員会は、南アフリカ政府がアパルトヘイト

の廃止を求めた国連の決議を履行する意志を何ら示していないと指摘している。むしろ、逆に、同国政府は、その政策の実施を強化しているのである。

南アフリカにおける最近の動き

1968年に出された報告の中で、同委員会は、「アパルトヘイトを取り扱う上での大きな困難は、南アフリカとの主な貿易国が、総会と安全保障理事会の決議を十分に履行していないことにある」と述べている。同委員会によると、これらの貿易相手国が効果的な国際行動への参加に消極的なことと、外国の強力な産業資本や金融資本が南アフリカ政府と協力していることこそ、同国政府が憎むべきアパルトヘイト政策を執ように続けて行くのに役立っているのである。

1968年2月に、国連事務局のアパルトヘイト研究グループが明らかにした、南アフリカにおける外国投資の研究によると、外国資本が南アフリカの経済に重要な役割を果たしていることは歴然としてゐる。1966年における同国の外国資産の総額は53億1,300万米ドルと評価されている。このうち主な投資国はイギリスとアメリカで、中でもイギリスは最大の出資者である。

南アフリカ議会は、近年、アパルトヘイト政策に反対するものすべてを沈黙させ、抑圧するための一連の反動的な立法措置を取った。1968年には、「政治的介入禁止法」、「有色代表者会議修正法」、「南アフリカのインド人会議法」を採択した。これらの法律は、複数の人種から成る政党を禁止し、議会では4人の白人議員によって代表されている有色人人口全体に対して、公民権を与えないようにするための措置なのである。

南アフリカ有色人会議は、1968年6月、特別委員会に提出した覚え書の中で、この立法措置の意義について次のように述べている。

『「政治的介入禁止法」は政党に複数の人種が参加することを禁止すると共に、とくに、非白人の支持を得るものと予想される国家主義的政府に反対する団体を抑圧するものである。一時的にもせよ、もし、南アフリカの非白人が、政府とその政策に支持を表明したならば、議会はそのような立法措置を取らなかったであろうことは確かである。しかしこの法律は、有色人の代表などを選ぶための選挙にあたって、いかに限られたものにせよ、反政府的立場の人物をたえず支持してきた有色人社会に対する報復措置、という意味をもっているのである。この法律はまた、反政府的な「白人」政党が、有色人社会の問題にその政策を向けるのを

阻止するものでもある。全体として、この法律は、非白人住民を、国民党政府のアパルトヘイト政策に従属させることを狙いとしている。」

南アフリカ政府の人種政策のもっとも顕著な特徴の1つは、逮捕と有罪判決の件数がきわめて多いということである。1966年7月から1967年6月までの1年間に、南アフリカで投獄された人の数は56万8,274人にのぼっている。このうち、1万2,236人が白人、48万5,981人がアフリカ人、6万7,874人が有色人、2,183人がアジア人となっている。

総会と安全保障理事会に対する報告の中で、「アパルトヘイトに関する特別委員会」は、囚人、拘留者、警察の保護を受けている人びとに対する待遇の悪さに、重大な関心を表明した。特別委員会の要請で、人権委員会は専門家による特別作業グループを編成して、南アフリカの実情を調査させた結果、作業グループは、最近、次のように報告した。

「南アフリカ共和国の立法措置、あるいは南アフリカ当局の行政措置、あるいはその双方は、囚人と拘留者の取り扱いにおいて、『囚人の取り扱いのための最低基準』を冒しているばかりではなく、1959年の『囚人法』と、それにもとづいて定められた規則にも違反している。とくに、『90日法』と『180日法』は法の一般原則ならびに文明国としての遺産の一部となっている法の支配という概念のいづれにも反するものである。刑務所の条件は非白人の囚人に対してはとくに非人間的である。南アフリカの刑務所の食物、衛生条件、衣料、ベッド、その他の収容施設は、文明社会のあらゆる国際的基準に欠けており、まことに嘆かわしい限りである。」

専門家の作業グループの感想としては、アパルトヘイトに反対する者にとっては、アパルトヘイトに関する法律ならびに政治犯の扱いは、南アフリカ共和国を警察国家に変えてしまうものであり、問題となっている法律や施策は、ますますファシスト政権下のものに似てきているということであった。

また、特別委員会は、アパルトヘイト政策が一貫して採用された結果、何万という非白人住民が従来の住み家を追い立てられ、アフリカ人たちが都会で屈辱的な境遇におかれるなど、人口の大部分を占める人びとが基本的人権を奪われることになったという事実を発見した。

特別委員会議長代理のパドマ・バハドゥ・カトリ氏（ネパール）は、1968年10月、総会で演説して、「人種を集团的に、強制的に隔離することを定めた『集団別地域

法』は、情容赦もなく、続々と実施に移されている」と述べた。白人にだけは、ますます広大な地域が確保されているのである。1968年2月現在、全体で1,073の集団居住地域が画然と定められている。

カトリ氏はさらに「南アフリカ政府がアフリカ人住民に対して抱いている冷やかな無関心は、いわゆる『ブラック・スポット』からアフリカ人を追放したことによく表われている」と述べている。1967年の新聞報道によると、少なくとも15万人のアフリカ人が、農場やナタールの「ブラック・スポット」として指定された地域から連れ去られた。彼らは、同じような境遇におかれた他のアフリカ人たちと同様に、彼らの好まない新しい地域に「再入植」させられ、衛生設備も何も整っていない居住地に詰め込まれた。そして何世代にもわたって住んでいた家も追い出され、ほんの少しの財産やわずかばかりの生活の糧をも失ったのである。家庭生活は破壊され、たえず屈辱的な取扱いを受けているため、彼等は落胆と絶望的な諦めを感じている。

軍隊と警察力の拡大

「アパルトヘイトに関する特別委員会」は、南アフリカ政府が、国内の緊張の高まりに対処するため、軍隊のあらゆる部門を増強し、空軍司令部をあらたに設け、警察予備軍と民警を発足させ、武器使用のために民間人を訓練し、すべての警察署を結ぶ無線網を張りめぐらしたと報告している。政府は、大量の近代武器を輸入し、防衛ならびに警備の予算を実質的に増強した。

1968年と1969年の防衛支出の見積もりは2億5,270万ランド（3億5,378万米ドル）となっているが、これは、防衛が国家支出のうちできわめて重要な支出項目になっていることを意味している。政府は、南アフリカに5年以上住み、しかも南アフリカの市民になることを望まない、年齢16才から25才までの男子全員に兵役を課すことにしている。

1968年における重要な事態は、南アフリカの軍隊が反ゲリラ戦争に対処するための準備を行なったことであつた。5,000人の南アフリカの兵士と空軍パイロットが、8月にゲリラ掃討戦のための演習に従事した。さらに、翌月には、2,000人が参加してゲリラ掃討のための演習が行なわれた。

特別委員会の1968年の報告によれば、南アフリカ政府は、さらに、武器弾薬の生産を強化している。1967年11月には、アトラス航空会社がヨハネスブルグのケンプトン・パークに工場を建設した。この工場は、軍事訓練用ジェット機を製造することがで

き、航空機産業の中核をなすものである。特別委員会の報告によると、南アフリカ海軍のために潜水艦やその他の軍艦を建造できるような造船所の建設計画もあるという。

1968年3月には、南アフリカの国防相が「南アフリカはこのほどナバーム弾を開発し、今や、ライフル銃や迫撃砲をはじめ、手榴弾、煙幕弾、空から投下するための爆弾など各種の弾薬類を自力で生産する設備を整え、広範な機種の武器を自給自足できるようになった」と上院に報告した。

1968年には「武器開發生産公社」設立のための法案が可決された。これについて、国防相は、政府が1億ランド（1億4,000万米ドル）相当の予算をこの目的のために割り当てたことを議会に報告した。彼は、また、国内ならびに外国の関係会社から、武器生産のために1枚加わりたいたいという多くの中し出を受けていることを明らかにした。彼は「南アフリカ政府は、外国企業が許可を得て、共和国の国内に武器工場を設立するのを歓迎するが、この場合、南アフリカの国内に敷いている規制措置に従うことが条件である」と述べている。

南アフリカ政府のアパルトヘイト政策の拡大

「アパルトヘイトに関する特別委員会」が最近総会に提出した報告によると、南アフリカ政府は、みずからの主導権のもとに、南部アフリカ・ブロックを形成するために、アフリカ南部全域に対して、その政策を拡大しようと企てている。そして、一方では、隣接する地域の経済上ならびにその他の困難に乗じて、これを利用しようとしているし、他方では、南アフリカのスポークスマンが再三のべているように、南アフリカの軍隊と警察は、アフリカ南部全域にその関心を寄せ、警戒の目を光らせているのである。

南アフリカ解放運動の武装分子が外国勢力の支援を受けているとして、南アフリカ政府スポークスマンは、ザンベジが南アフリカの安全のための境界線であると主張し、とくに、他のアフリカの独立国、中でも、ザンビア共和国とタンザニア連合共和国には、武力介入も辞さないという態度をとって威している。

さらに、南アフリカ政府は、アフリカ南部の植民地に関する総会と安全保障理事会の一連の決定に反抗し、これを無視し続けている。

安全保障理事会の決定を無視して、また国連憲章第2条の義務に背いて、同国政府は南ローデシアの非合法少数政権に対して援助を提供し続けている。南アフリカの保

安部隊は南ローデシアに送られ、ジンバブウェ・アフリカ人民連合やアフリカ人民会議に属する民族勢力抑圧のための軍事作戦に従事し、南ローデシア非合法政権の軍隊に協力しているのである。

南アフリカ政府は、また、1966年10月27日の総会決議2145 (XXI) を無視して、ナミビアの不法占領を続けている。この決議で、総会は南西アフリカに対する同国の委任統治は終わったものと定め、同地域が独立を達成するまで、総会が直接責任を行使することを決めたのである。これらに対して、南アフリカ政府は、国連ナミビア理事会が同地域に入るのを妨害しているばかりか、総会ならびに安全保障理事会の決議を無視した1967年の「テロリズム法」にもとづいて、ナミビア住民を次々に拘置し、強制追放し、裁判し、処刑している。

南アフリカ情勢の重大性は、1967—68年の国連活動に関する年次報告の序文の中で、ウ・タント事務総長も強調しているところである。南アフリカ政府がアパルトヘイト政策を継続、実施している問題に触れて、ウ・タント事務総長は次のように指摘している。

「この強硬な（南アフリカ政府の）立場を前にして、抑圧された多数派民族の指導者たちは、武力闘争以外には彼らの権利を回復する手段はない、という確信を表明した。武力闘争はすでに隣国の南ローデシアで始まっているように見受けられる。そこでは、南アフリカやイアン・スミスの非合法政権の保安隊との衝突が最近しきりに伝えられている。アパルトヘイト政策をさらに強引に推進し、ソールズベリーの非合法政権との共謀^{きようぼう}を続けることによって南アフリカ政府は、単に南アフリカ1国のみならず、アフリカ南部全体を武力衝突の場と化そうとしている。この地域で、そのような衝突が発生する危険は、南アフリカ政府当局者が、テロ分子を援助しているとして、隣国のザンビア共和国とタンザニア連合共和国を非難したと伝えられることなどからも、いっそう現実性を帯びたものとなっている。さらに、ナミビアの国際的地位をはなはだしく冒して同地を占領し続け、また、南ローデシアに公然と介入したりして、南アフリカは、国連の権威に対する重大な挑戦を行なっているのである。」

アパルトヘイトに関する特別委員会の結論と勧告

総会に対するもっとも新しい報告の中で、「アパルトヘイト特別委員会」は、南アフリカ国内の情勢はとみに悪化し、アパルトヘイト政策のきびしい適用によって不利

な扱いを受けている人びとの数はますます増えていると強調している。この政策を隣接地域に拡大することによって、紛争が一層広い範囲にわたってひろがる危険が高まってきた。アパルトヘイトを根絶するための効果的な国際行動の必要は、ますます急を要するものとなっている。

特別委員会は、まず、南アフリカを人種差別主義から解放する責任は何よりも南アフリカの人びと自身にあることを認め、さらに南アフリカ政府の態度にかんがみて、今や、武力闘争こそ、南アフリカのすべての人びとの人権と基本的自由を確保するための唯一の効果的な手段だという、南アフリカの被抑圧民族解放運動の決定をみとめ（テーク・ノート）た。その結果、同委員会は、解放運動はその正当な闘争を進めるにあたって、国際社会からの精神的、物質的支援を受けるに値するとみなしたのである。

特別委員会の報告は、次のようにのべた。

「特別委員会は、南アフリカ政府に対してその非人間的なアパルトヘイト政策を放棄させ、人種、皮膚の色、信条などに関係なく南アフリカ全人民と協議の上、平和的な紛争解決を図るため、国連がより一層努力せねばならないと感じている。また委員会は、すべての国が十分に履行するならば、総会と安全保障理事会の決議こそ、国際行動のための適切な枠組を提供していると確信している。さらに、委員会は、憲章第7章にもとづく経済制裁が、もしあまねく適用されるならば、南アフリカ政府に対して、その不正な政策を放棄させるに足るもっとも効果的な手段であるという信念を再確認する。

現在の情勢からすると、何よりもまず、南アフリカとの主要貿易国の協力と、国連の行動に対するもっとも深い理解と支援を確保するため、精力的な国際的アパルトヘイト反対運動とが必要である。この両者が相伴ってはじめて、国連はその責任を果たし、南アフリカにおける平和を推進できる立場に立ち得るであろう。」

さらに、委員会は、自由のために闘って南アフリカ政府軍に捕まった人びとの取り扱いについて重大な関心を表明している。委員会は、彼らの命が救われ、即決の処刑、虐待、報復などが行なわれないよう、各方面で、囚人の保護に強い関心を払うよう要望している。一方、政治犯について、委員会は、総会が再び彼らの釈放を呼びかけるよう勧告している。また事務総長が、アパルトヘイト反対を叫んだ者に対して加えられた抑圧や残虐の行為を詳しく記録して、これらを広く内外に告示するよう勧告

している。

最後に委員会は、南アフリカとの文化、教育その他の交流を断つことを宣言した国家、民間団体、個人などの行為を称讃し、同国がメキシコ・シティでのオリンピック大会に参加を拒否されたことに満足の意を表明している。

V 第 23 回 総 会 の 決 定

総会の特別政治委員会は、再び「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策」の問題、つまり、「南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策に関する特別委員会の報告」を、1969年10月23日から11月15日にかけて検討した。特別政治委員会は、68か国の代表の意見を聴いた。

「アパルトヘイトに関する特別委員会」議長代理のカトリ氏は、委員会の報告を紹介して、「南アフリカの事態は全体として、同国政府が人種差別政策にあくまでも固執する意図を持っていることを、示している」と述べた。南アフリカ政府は、人種差別政策とこれに反対する抑圧の措置の適用をますます強め、軍勢力と警察力、それに武器の生産を、いっそう拡大したのである。この間、私企業の投資は着々と進み、新しい貿易相手国が進出して、国連の諸決議の裏をかく新しい方法を、次々に見出したのである。南アフリカの主な貿易国の中には安全保障理事会の常任理事国も含まれているが、これらの相手国が国連の諸決議への協力に消極的なことは、アパルトヘイト政策推進の決意を固めている南アフリカが、これらの大国から暗黙の了解を得ているのではないかという疑いを深めさせる結果となっている。不幸にして、安全保障理事会は、1964年以来、この問題を取り上げていないが、同理事会の決定は、それ以前から、公然と侵犯されているのである。

カトリ氏は結論として次のように述べている。「国際社会は、アパルトヘイトの一見、手に負えぬ力に対抗する力を合わせて、これを強める以外に正しい手段はない。われわれは、人種戦争が発生するまで待つてはいられないのである。「世界人権宣言」調印後20年経った今日なお、われわれは第2次大戦からまだ十分に立ち直ったとはいえない。なぜなら、この大戦は、人種的な優越性という神話に、その起源をさかのぼることができるからである。」

特別政治委員会は、11月15日、アパルトヘイトに関する特別委員会の結論と勧告を承認した49か国の共同決議案を採択した。そして、この決議案は1968年12月2日、賛

成85, 反対2 (南アフリカとポルトガル), 棄権14で, 総会本会議で可決された。

この決議の全文は次の通りである。

総会は, 1963年8月7日のこの問題に関する安全保障理事会決議181 (1963), 1963年12月4日の同決議182 (1963), 1964年6月9日の同決議190 (1964), 1964年6月18日の同決議191 (1964) を想起し,

「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会」の報告ならびに同委員会付属のアパルトヘイトに関する情報小委員会の報告を検討した末,

1968年4月22日から5月13日まで, テヘランで開かれた「人権に関する国際会議」で採択された「テヘラン宣言」に含まれた決定ならびに勧告を考慮し,

南アフリカ政府が南アフリカの国境外にまで, その非人間的, 侵略的なアパルトヘイト政策を強化し, 拡大しつづけていること, ならびにこの政策が, 暴力的な衝突にまで発展し, 国際平和と安全に対する重大な脅威となるような情勢を, アフリカ南部全域に作り出す結果となっていることを, 憂慮をもって注目し,

南アフリカ政府の政策と行動が, アフリカ南部の抑圧された人びとの自決権の行使に, 重大な障害となっていることを認め,

アパルトヘイト反対の国際運動が, こうした非人間的な政策の解消を助けるために, 緊急に強化されねばならないことを確信し,

南アフリカの問題を解決するための効果的な行動が, アフリカ南部全域の平和に対する重大な脅威を除去するために至上命令であると考え,

安全保障理事会が, 1964年以来, アパルトヘイトの問題を検討していないことに注目し,

1. 南アフリカ政府が行なっているアパルトヘイト政策は人類に対する犯罪であるという非難を再び強調する。
2. 南アフリカ政府のナミビアに対する不法占領と軍事介入ならびに南ローデシアの人種差別主義者の少数政権に対する援助を, 国連の決議に違反するものとして非難する。
3. 南アフリカの人民全体が, 彼らの自決権を行使し, 住民投票にもとづいた多数による支配を達成できるようにするため, アパルトヘイト政策の解消が緊急に必要であることを再確認する。
4. 南アフリカならびにアフリカ南部全域の重大な情勢に対して安全保障理事会の

注意を喚起し、理事会が、国連憲章第7章にもとづいて、南アフリカに対する包括的な強制的制裁の完全な実施のために効果的な措置を取ることを目的として、アパルトヘイト問題の検討をただちに再開するよう要請する。

5. 南アフリカ政府との政治的、経済的、軍事的協力を通して、また総会ならびに安全保障理事会の決議に違反して、同国政府が人種差別政策を続けるのを助けているすべての国、とくに南アフリカとの主な貿易相手国の行動を非難する。

6. すべての人間的権利、とくに、人種、皮膚の色、信条を超えて、南アフリカの全人民の政治的権利と基本的人権のための南アフリカ人民の闘いの正当性に対する認識を再確認する。

7. すべての国家ならびに組織が、南アフリカ解放運動の正当な闘争に対して、より一層の精神的、政治的、物質的援助を提供するよう要請する。

8. 専制的な法律によってアパルトヘイトの反対者が無慈悲に処刑されたり、正当な解放運動に従事して捕えられた自由のための闘争者がひどい処遇を受けていることに重大な関心を表明し、

(a) 南アフリカ政府を、政治犯の残虐で非人間的で下劣な取扱いのゆえに非難する。

(b) アパルトヘイトに反対して投獄されたり、検束されている者すべての釈放を再び要求し、すべての政府、団体、個人が努力を結集して、南アフリカ政府に対し、これらすべての者を釈放させ、アパルトヘイトに反対する者の処刑や虐待を止めさせるための説得にあたるよう訴える。

(c) これら自由のために闘う者は、国際法、とくに1949年8月12日の「戦犯の処遇に関するジュネーブ条約」にもとづいて、戦争捕虜として取り扱われるべきことを宣言する。

(d) 事務総長に対し、次の諸点についてできる限り、広い範囲にわたって周知させるよう要請する。

(i) アパルトヘイト反対のために処刑されたり、投獄されたり、軟禁されたり、追放されたりした者の記録。

(ii) 投獄中のアパルトヘイト反対者に対する南アフリカ政府ならびに同政府当局者の残虐行為に関する情報をできる限り集めた記録。

9. 反アパルトヘイト運動はじめ、アパルトヘイトの犠牲者に対して援助を提供したり、その他反アパルトヘイトの目的の推進に従事している組織の活動を称賛し、あ

らゆる国家、団体、個人に対し、彼らの努力を支持して寛大な寄付をするように要望する。

10. あらゆる国の政府が、立法措置その他で、その領土内におけるアパルトヘイト政策支持のいかなる活動や組織も、またアパルトヘイト政策支持のいかなる宣伝活動をも禁止する措置を取るよう要請する。

11. あらゆる国に対し、移民、とくに技術者や熟練工を南アフリカに流入させないための措置をとるよう要請する。

12. あらゆる国ならびに団体が、南アフリカ政府ならびにアパルトヘイトを実施している南アフリカの団体や機関との文化、教育、スポーツなどの分野での交流を中止するよう要請する。

13. あらゆる国ならびに団体に対し、南アフリカの抑圧された人民との連帯を表明するために、1969年の「人種差別撤廃のための国際デー」にできる限り広範囲にわたって記念行事を行なうよう呼びかける。

14. 「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会」が、最優先議題として、アパルトヘイト問題に関する国連の決議の履行状況ならびに、すでに取られた措置の効果、さらに、より一層効果的な国際的行動のあり方について調査し、その結果を報告するよう要請する。

15. 特別委員会が、アパルトヘイト反対の国際的運動を促進するための努力を強化するよう要請し、そのために、次の2点を承認する。

(a) ニューヨークの国連本部以外の地域で会合を開き、小委員会を派遣して、専門機関、地域組織、国家、民間団体などとの協議にあたらせること。

(b) 専門家と協議すること、および事務総長との協議ならびにこの目的のために取り得る予算措置の範囲内で、アパルトヘイトのさまざまな局面についての特別の研究を行なうこと。

16. あらゆる国家、専門機関、その他の組織が、特別委員会の報告に照らして、アパルトヘイトの悪についての情報の伝播を強化し、この点に関連して、1967年12月13日の総会決議2307(XXII)の第9項に規定された通り、まだ国内委員会を組織していない国は、ただちに組織するよう繰り返し要請する。

17. アパルトヘイトに関する情報の伝播をできる限り広い範囲にわたって行なうようにとの特別委員会の提案に照らして、事務総長に対して、次の点を要請する。

(a) 1966年10月26日の総会決議2144A(XXI)推進のために設立された「アパル

トヘイト室」が、特別委員会の報告の第 146 項に盛られた提案に照らして、増大した機能を果たし得るように取りはからうこと。

(b) あらゆる国家、専門機関、その他の組織が、情報の伝播を強化するのに役立つようなその他の適切な措置を取ること。

18. 事務総長が、特別委員会に対し、財政上の適切な措置も含めて、その任務の効果的な達成のために必要な便宜を、引きつづき供与するよう要請する。

19. 国家、専門機関、地域機関、民間団体が、事務総長ならびに特別委員会と協力して、この決議のもとでの彼らの任務を達成するために、互いに協力するよう要望する。』

アパルトヘイトにかんしては以下のような日本語資料が出版されています。国連広報センターに余部がありますから御入用の方は申出て下さい。

1. 南アフリカの人種差別——アパルトヘイトに関する質問と答え、国連広報センター 1969年 41頁
2. 人種差別の実体、アパルトヘイトとは……国連広報センター 1968年 33頁
(残部僅少)
3. アパルトヘイトと南アフリカ共和国の弾圧政策 国連広報センター 1968年 15頁

その他本文中に出ている報告書、決議等は国連広報センターおよび以下の国連寄託図書館に備えて一般公開しています。

国際連合広報センター 東京都千代田区大手町 新大手町ビル411 (電211—1026)

国連寄託図書館 東京都文京区本郷7丁目3—1 東京大学附属図書館内
(電812—2111)

京都市下京区塩小路通新町 関電ビル内(電371—8141内277)

札幌市北8条西5丁目 北海道大学経済学部内(電71—2111)

仙台市片平町75 東北大学附属図書館内 (電23—5111)

広島市千田町 広島大学附属図書館内 (電41—1225)

北九州市小倉区 小倉中央図書館内 (電57—2314)

東京都千代田区永田町 国立国会図書館 (電581—2331)

神戸市灘区六甲台町 神戸大学経済経営研究所内

福岡市西新町 西南学院大学付属図書館

昭和四十四年九月二十五日 印刷
昭和四十四年九月三十日 発行

発行者

国際連合広報センター

〒100 東京都千代田区大手町二ノ四

新大手町ビル四一一号

電話二一—〇二六ノ九番